

「公益財団法人えひめ産業振興財団」 愛称募集要項

1 目 的

（公財）えひめ産業振興財団（以下、「当財団」という。）は、愛媛県内の産業の創出・高度化を目指し、企業、大学、金融機関および行政機関等と連携し、様々な分野から産業の支援活動を行う団体です。

このたび当財団の知名度向上のため、将来にわたり産業支援の中心として多くの県民に親しまれ、広く利用される団体へ成長できるように愛称を募集します。

2 募集内容

「公益財団法人えひめ産業振興財団」の愛称

- ・ 団体の理念や目的、活動の内容等がイメージできるもの
- ・ 親しみやすく、愛着を感じ、覚えやすいもの

※当財団の概要については財団ホームページをご参照ください。

3 募集期間

令和5年9月1日（金）9時から令和5年10月20日（金）17時まで

4 応募資格

愛媛県在住の方（愛媛県庁及び当財団の関係者を除く）

※応募は1人3点まで。

5 応募方法

応募フォームよりご応募いただくか、応募用紙に必要事項を明記のうえ、メール、FAX、郵送、または持参でご応募ください。

※応募用紙は当財団のホームページよりダウンロードしていただくか、当財団総合窓口にて配布いたします。

※応募方法はすべて、令和5年10月20日（金）17時必着とします。

6 選考方法

応募作品を取りまとめの上、別途設置する選定委員会において検討し、相応しいと思われる作品を1点決定します。

7 発 表

受賞者本人に通知するほか、当財団ホームページにて公表します。

また、受賞者にご出席いただき授賞式を執り行う予定です。

8 授 賞

優秀賞1点 賞金 現金10万円

※高校生以下の方の作品が選ばれた場合、10万円分の商品券に代えさせていただきます。

※同一作品が複数の場合は、賞金を按分します。

9 著作権等に関する事項

- (1) 応募作品は、自作・未発表のものに限ります。
- (2) 受賞作品について、受賞者は著作権（著作権法第 27 条から第 28 条までの権利）及び著作人格権（公表権、氏名表示権及び同一性保持権）を行使しないこととします。また、受賞者は、受賞作品に関する著作権無償譲渡契約書に署名・捺印することに同意いただきます。
- (3) 受賞作品が第三者の著作権や商標権などの権利に損害を与えた場合は、受賞者は自己の責任において解決を図るものとし、当財団は一切の責任を負いません。また、当財団が損害を被った場合は、受賞者に損害を賠償していただく可能性があります。
- (4) 応募作品のお返しはいたしません。採用されなかった作品の著作権については当財団に帰属しません。
- (5) 愛称の採用にあたっては、一部を修正・補正して使用することがあります。

10 その他の留意事項

- (1) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担となります。
- (2) 応募作品は修正できません。あらためてご応募ください。
- (3) 応募について受付通知はいたしません。
- (4) 選考過程、選考結果についてのお問い合わせには一切応じられません。
- (5) 以下は選考対象となりません。受賞決定後であっても賞を取り消し、賞金を全額返還してもらうことがあります。
 - ア 公序良俗に反する場合
 - イ 応募内容に不備又は虚偽の記載があった場合
 - ウ 他の施設などの愛称と同一もしくは酷似している場合
 - エ 第三者の権利を侵害する恐れがある場合
 - オ 法令または本要項に反する場合
- (6) 個人情報、本件事務に関する以外には一切使用いたしません。ただし受賞者の氏名・住所（市町名まで）及び愛称の趣旨説明は、公表させていただく場合があります。
- (7) 本募集の記載事項以外について取り決める必要が生じた場合は、当財団の判断により決定します。その場合は、既に応募した方で、これに同意できない場合は応募を撤回できますが、応募に要した費用等の負担には応じかねます。
- (8) 応募をもって本募集要項に同意いただいたものとみなします。

11 応募・お問い合わせ先

〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町337番地1
公益財団法人えひめ産業振興財団 総務調整課 担当：黒田
TEL 089-960-1100 FAX 089-960-1105
Mail aisho-zaidan@ehime-iinet.or.jp
愛称募集 HP <https://www.ehime-iinet.or.jp/event/10272>

応募フォームは
コチラ

